

# 入札公告

令和6年度放射性ストロンチウム分析に使用するイオン交換用溶液に関する単価契約について、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和6年2月26日

福島県環境創造センター所長 青木 浩司

## 1 入札に関する事項

- (1) 件名及び数量 令和6年度放射性ストロンチウム分析に使用するイオン交換用溶液に関する単価契約  
予定数量：6mol/L 塩酸 197本  
4mol/L 塩酸 67本  
15.4w/v%酢酸アンモニウム溶液 50本
- (2) 仕様等 仕様書による
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

### (1) 提出期間

令和6年2月26日（月）から令和6年3月11日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

### (2) 提出場所

住所等 975-0036 福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地の169  
担当課 福島県環境創造センター環境放射線センター 総務課  
電話 0244-32-0800  
FAX 0244-32-0809

### (3) 提出方法

持参又は郵送による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年3月11日（月）午後5時15分まで必着とする。

#### 4 入札に関する書類の提出場所等

- (1) 入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
3(2)に掲げる場所に同じ。なお、入札説明書は福島県環境創造センターホームページからダウンロードして入手することができる。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
令和6年3月25日(月) 午前10時00分  
福島県環境創造センター環境放射線センター 1階 小会議室  
(福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地の169)

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金  
落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

#### 6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、環境創造センター所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 8 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

#### 9 その他

- (1) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に該当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、この入札による契約は、入札書に記載した各品目の単価を契約金額とし、代金の支払いは、契約金額に納入数量を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)により行う。単価にはこの業務に必要な経費を一切含むものとする。
- (2) 落札者の決定方法  
(各品目の単価) × (予定数量) の総和金額(入札書の「入札金額(合計)」欄の額)を比較の対象とし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

<問い合わせ先>

福島県環境創造センター環境放射線センター 総務課

電 話 0 2 4 4 - 3 2 - 0 8 0 0

F A X 0 2 4 4 - 3 2 - 0 8 0 9

電子メール [kansou-housyasen@pref.fukushima.lg.jp](mailto:kansou-housyasen@pref.fukushima.lg.jp)